

発議第6号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和2年12月18日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸
車 戸 明 良
岩 垣 和 彦
渡 辺 甚 一
山 腰 恵 一
中 谷 省 悟

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは56,979人となり、前年に続いて過去最高を更新した。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も454,893件と過去最高となった。

国においては、平成16年度から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業を創設し、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用も行ってきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。さらに、遠方への通院が必要となる本市では、治療費に加えて交通費等の負担も大きい。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を進めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療を受けることができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4. 不育症治療や事実婚の患者への不妊治療の保険適用や助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

高山市議会